

予防接種に関する情報提供について

予防接種に関する情報提供の現状について(1)

現状について

予防接種法においては、

○予防接種法では、国は、国民が正しい理解の下に予防接種が受けられるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとされている。

〔 予防接種法第19条第1項

国は、国民が正しい理解の下に予防接種が受けられるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとする。〕

○予防接種法施行令では、市町村長は、予防接種の実施について、公告を行う他、被接種者等に対し、接種期間や注意事項等について周知するものとされている。

〔 予防接種法施行令第6条

市町村長は、法第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。〕

○予防接種実施規則では、あらかじめ被接種者等に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得られるよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

〔 予防接種実施規則第5条の2

予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得られるよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

〔 予防接種法実施規則第7条

予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の項を知らせなければならない。

- 一 高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- 二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報すること。
- 三 前二号に掲げる事項のほか、接種後の安静その他接種後に特に注意すべき事項

等により実施されている。

予防接種に関する情報提供の現状について(2)

予防接種法に基づく定期接種に関する情報提供

【定期(一類疾病及びインフルエンザ)の予防接種実施要領】

- ① 予防接種の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図る。
- ② 予防接種の対象者の保護者に対して、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を周知すること。
- ③ 保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知する。
- ④ 予防接種の対象者に外国籍の児が増えていることから、英文等による周知等に努める。
- ⑤ 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際の周知方法については、やむ得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努める。

予防接種に関する情報提供の現状について(3)

新型インフルエンザワクチン接種に関する情報提供

【新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱】

新型インフルエンザワクチンの安全性や有効性、ワクチンの接種スケジュール、接種場所、必要な書類、接種費用などの接種に必要な情報を国民等に幅広く周知する。

- ①国は、ワクチン接種に係るデータの収集、分析を行うなど十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性に関する知見等について、各種の広報媒体を活用して積極的かつ迅速に周知する。また、接種事業の趣旨や内容等について周知する。さらに、最新の知見等を踏まえたワクチン接種に係るQ&Aの作成や地方自治体が活用できるパンフレット案の提示など、地方自治体の情報提供を積極的に支援する。
- ②都道府県等は、ホームページ、パンフレット、広報誌等の様々な広報媒体を活用し、地方自治体ごとの具体的な接種スケジュールや受託医療機関のリスト、接種費用、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報について、住民に対して周知する。
- ③市町村は、市町村は、受託医療機関のリストや市町村における負担軽減措置の内容等について、都道府県に提供するとともに、都道府県と連携しながら、広報誌やホームページ等を活用して、接種が受けられる時期、受託医療機関のリスト等について、住民に対して周知する。

予防接種に関する情報提供の現状について(4)

具体的取り組み内容(1)

【国(厚生労働省・文部科学省)の取り組み】

ホームページでの情報提供、Q&A作成、啓発資料、ポスター作成、政府公報等を実施

中学1年生のみなさん はしか(麻しん)・風しんの予防接種 を受けましょう。

中学1年生のお子様をお持ちの保護者のみなさん、平成20年4月から、中学1年生に相当する年齢の人は、はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けることになりました。過去に一度接種を受けている人も、もう一度接種を受けてください。

注:中学1年生に相当する年齢の人は平成20年4月2日～平成10年4月1日生まれの人です。

はしか(麻しん)や風しんってどんな病気?

はしか(麻しん)は、ウイルスに感染した後、約10～12日間の無症状の期間(潜伏期)を経て、熱・せき・鼻水などの症状が出はじめます。数日すると、首すじ・顔から赤い発しん(ぶつぶつ)が出はじり、熱も高熱となり発しんは全身に広がります。38～39℃台の熱は1週間から10日程度続くことがあります。とてもうつりやすく、免疫がないと大人もかかります。

はしか(麻しん)にかかると肺炎や脳炎を引き起こすことがあり、1000人に1人程度の割合で命を落とすことがあります。さらに、10年ほどしてから「亜急性硬化性全脳炎」という重い脳炎が10万人に1人の割合で発生することが知られています。

風しんも、発熱と全身に淡い発しんがでる感染症です。症状は、はしか(麻しん)より軽いですが、妊婦さんが妊娠初期にかかると、おなかの中の赤ちゃんが感染し、心臓の病気になったり、目や耳に障害を生じたりすることがあります。この病気を、「先天性風しん症候群」と言います。

はしか(麻しん)や風しんの予防は?

はしか(麻しん)・風しんの予防は、予防接種を受けることです。現在は、はしか(麻しん)と風しんの両方を予防する麻しん風しん混合ワクチンがあります。

2007年春に続いて、2008年も10代から20代を中心に、一万人を超えるはしか(麻しん)の全国流行が起こりました。1人1人が確実に、はしか(麻しん)にからないようにするためには、2回の接種を受けることが大切です。

<麻しん・風しんワクチンの副反応について>
「予防接種後発熱等(5)発生率報告書(平成19年度)」によると、第1期(1歳児)のワクチン接種後には約19.1%に発熱、約5.4%に発しんが認められ、第2期(5～8歳)では、約8.7%に発熱、約1.4%に発しんが認められたとの報告がなされていますが、発熱や発しんはいずれも1～3日程度で治ります。また、100万～150万接種に1回以下の確率でめれる割合で、接種後の脳炎がわかることが知られています。万が一、接種後に心配な症状が認められた場合は、接種医あるいはかかりつけ医を受診してください。なお、接種に伴う健康被害が発生した場合は、法律に基づいた救済があります。

文部科学省・厚生労働省
平成22年版

はしかにならないために。 はしかにさせないために。

厚生労働省

予防接種を受けたことがない人は勿論、
1回受けたことがある人も
2回目の予防接種を受けましょう。

中学1年生
高校3年生

対象者 中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者
(麻しん及び風しんに罹患したことや感染の有無及びそれぞれのワクチン2回ずつ接種した者は接種を受ける必要はありません。)

実施期間 平成20年度～平成24年度の5年間

接種時期 中1、高3に相当する年度(4月1日から3月31日)の1年間
(中1で対象になる人は、高3になると実施時期が終了しますので、先ほかに必ず受けましょう。)

特に訪英する接種期間 年度の最初3ヶ月間(4月から6月まで)

使用するワクチン 原則として麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)

お問い合わせ 厚生労働省 健康局 結核感染症課 TEL03(5253)1111 (内線2383)

*具体的な接種時期・接種場所等については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

予防接種に関する情報提供の現状について(5)

具体的取り組み内容(2)

The screenshot displays the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan, specifically the section for influenza countermeasures. The page is in Japanese and features a navigation bar at the top with links for Home, Coronavirus, and other services. The main content area is titled "新型インフルエンザ対策関連情報" (Influenza Countermeasure Information) and includes a search bar, a language selector (English), and buttons for "Medical Professionals" and "Local Governments".

Section: 新型インフルエンザ対策関連情報

- Home
- Coronavirus
- よくあるご質問
- ご意見
- サイトマップ
- English

文字サイズの変更: 小 中 大 [検索]

健康 > 感染症情報 > 新型インフルエンザ対策関連情報
戻る

検索はこちら ↑

→English

医療従事者の方々へ

自治体の方々へ

新着トピックス

- リンク 第7回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の開催について 2010年9月1日
- リンク 第6回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の開催について 2010年8月21日
- リンク 第5回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の開催について 2010年8月11日
- リンク 第4回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の開催について 2010年4月29日
- リンク 第3回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の開催について 2010年4月21日
- リンク 第2回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議の開催について 2010年4月7日
- リンク 「第1回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議」での資料について 2010年4月1日
- PDF 新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行状況について 2010年2月21日

→新着トピックス一覧 → 関連発表資料一覧 → 関連法令・通知・事務連絡

新型インフルエンザ関連情報はRSS配信に対応しています。くわしくはこちら [RSS](#)

目みて分かる新型インフルエンザ

政府広報

- 【政府インターネットテレビ】
- 動画 検疫の動き-新型インフルエンザ対策本部会合- (2009年10月1日)
- 動画 新型インフルエンザ あなたの？に答えます(予防編) (2009年9月3日)

インフルエンザかな？
症状がある方々へ

厚労省 / 都道府県別相談窓口

ワクチン関連情報

新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度

妊娠・基礎疾患等をお持ちの方々へ

Q&A

トップページ

こんな症状を認めたらもう一度受診しましょう

新型インフルエンザの感染拡大は一人ひとりが防ぐ！

- 感染を予防するためにこまめに手洗い・うがいをお願いします
- 顔を近づけないためにマスクを着けてください
- 顔を近づけないためにかかったあとには外出自粛をしてください

新着トピックス
流行状況
世界(WHO)
日本

予防接種に関する情報提供の現状について(7)

具体的取り組み内容(3)

予防接種

感染症から子ども（自分の子どもはもちろん、まわりの子どもたち）を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、予防接種を受けましょう。

◎予防接種を受ける時期

予防接種を受ける時期は表のようになっていきます。表中の「望ましい時期」は予防効果と安全性の面から、それぞれの予防接種を受けることが推奨されている時期です。この時期の早い段階で予防接種を受けるよう心がけましょう。なお、受け損ねた場合は次回の適切な時期に受けられるよう、市区町村の役場や保健所、市町村保健センター、かかりつけ医に問い合わせてください。

◎予防接種を受ける前に

予防接種はからだの調子の良いときに受けましょう。心配のあるときは、市区町村役場や保健所、市町村保健センターの担当者やかかりつけの医師に相談してください。また予防接種に関する広報等は、よく読んでおきましょう。

◎予防接種を受ける時に

予防接種を受けに出かける前に、体温を計ってください。あらかじめ配布された予診票の注意事項をよく読み、予診票に正確に記入して、この手帳とともに持って行きましょう。これは予防接種をしてもよいかどうかを判断するのに重要です。なにか気になるときは、よく医師に相談してください。また子どもの健康状態をよく知っている保護者が連れて行きましょう。

◎からだに異常がある場合には、予防接種を受けられないことがあります

からだに異常があると、予防接種を受けたために病気が悪化したり、副反応が強くなることがありますので、このような場合には予防接種を受けることができません。

1. 熱がある、あるいは急性の病気にかかっている
2. これから受けようとする予防接種と同じ予防接種で、過去に異常を生じたことがある

その他にも予防接種を受けるのに不適切な場合もありますし、逆に病気であっても受けた方がよい場合もありますから、その子の健康状態をよく知っている医師（主治医）に相談してください。

◎予防接種を受けた後に

予防接種を受けたあと30分間は、医療機関等で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。入浴は差し支えありませんが、わざと注射した部分をこすことはやめましょう。接種当日は、はげしい運動はさけましょう。万が一高い熱が出たり、ひきつけを起こすなど異常が認められれば、すぐに医師の診察を受けてください。

◎指定された日時に受けられなかった場合

予防接種には、何回かにわたって受けなければならないものもあります。指定日に接種を受けられなかったときには、かかりつけの医師に相談してみよう。

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	法律等で定められている期間・回数	望ましい時期
BCG	生後6か月未満(1回)	生後3~6か月
ポリオ	生後3~9か月未満 41日以上の間隔を置いて2回	生後3~18か月
ジフテリア・百日せき・破傷風	1期初回：生後3~9か月未満 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを20日~56日間隔で3回 1期追加：生後3~9か月未満 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを1期初回終了後、6か月以上の間隔を置いて1回 2期：11歳、12歳 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回	生後3~12か月 初回接種終了後12~18か月後 11歳
麻しん(はしか)・風しん	1期：生後12~24か月未満 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回、又は乾燥弱毒生麻しんワクチン及び乾燥弱毒生風しんワクチンを各1回 ※1) 2期：5歳以上7歳未満で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回、又は乾燥弱毒生麻しんワクチン及び乾燥弱毒生風しんワクチンを各1回	
日本脳炎 ※2)	1期初回：生後6~9か月未満 6日~28日間隔で2回 1期追加：生後6~9か月未満 1期初回終了後、おおむね1年後に1回 2期：9歳~13歳未満(1回)	3歳 4歳 9歳

※1) 麻しん(はしか)及び風しんの予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに行うようにしましょう。

※2) 日本脳炎の予防接種は、平成17年5月に予防接種による健康被害が否定できない重症例が発生したことから、現行のワクチンについては慎重を期すため積極的に勧誘はされていません。ただし、日本脳炎が心配、あるいは感染の可能性の高いところなどでは、定期接種としての予防接種を受けることができます。詳しくはお住まいの市区町村の保健所・保健センターにお問い合わせください。

(任意記載事項)

予防接種に関する情報提供の現状について(9)

具体的取り組み内容(5)

その他関係機関の取り組み

財団法人予防接種リサーチセンターにおいて、保護者や従事者等向けの小冊子を作成し、都道府県等を通じて配布している。

